

地理的表示保護制度活用総合推進事業

【172（174）百万円】

対策のポイント

地理的表示（G I）保護制度の活用を進めるため、G Iの登録申請や普及を支援するとともに、海外における模倣品調査や、G Iの外国との相互保護の実現に向けた海外における知的財産の保護・侵害対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地理的表示（G I）保護制度は、地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物・食品の名称を知的財産として保護する制度であり、平成27年6月から運用が開始され、平成29年12月末時点で58製品が登録されています。
- ・海外では日本の農林水産物の模倣品等が相次いで確認されており、我が国農林水産物のブランド価値の低下が懸念されています。G I保護制度は国際的な知的財産保護制度であり、我が国でG Iとして登録されることにより海外においても日本の農林水産物の高い価値が保護され、農林水産物の輸出促進につながることを期待されます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円（平成28年度）→1兆円（平成31年）)

<主な内容>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業[拡充] 123（121）百万円

(1) 地理的表示保護制度推進（継続）

G I保護制度の活用を進めるため、G I登録申請に向けた相談に対応する支援窓口を設置するとともに、G I登録申請に当たって必要となる調査の実施を支援します。

(2) 知的財産・地域ブランドビジネス化支援（継続）

G Iを活用した地域ブランド化等を促すため、国内外のG I産品を流通関係者や消費者等に紹介する展示会等を開催し、制度の普及・活用を推進します。

(3) 地理的表示海外保護・侵害対策（新規）

海外における我が国のG I保護を進めるため、外国へのG I登録申請の支援、我が国の登録G I産品の名称等が不正に使用された場合等の侵害対策への支援、外国とのG I協力のための真正な日本のG I産品を海外実需者等に周知するための展示会の出展への支援を行います。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

[平成30年度予算の概要]

2. 海外知的財産保護・監視委託事業[継続] 37(40)百万円

日本のG I 産品等の保護のため、海外における模倣品の調査、商標登録等の状況を調査し、都道府県等関係機関と共有することで、海外における知的財産侵害対策の強化を図ります。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

3. 地理的表示産品情報発信委託事業[継続] 11(12)百万円

国内におけるG I 制度の普及・活用促進及びG I 産品の認知度向上を図るとともに、外国とのG I 相互保護の実現や海外での販売促進に役立てるため、日本のG I 登録産品の情報を、日本語及び英語等多言語で海外の政府関係者、国内外の流通関係者や消費者等にわかりやすく発信し、日本のG I の知名度向上を図ります。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6317)]

地理的表示(GI)保護制度活用総合推進事業 【172(174)百万円】

GI保護制度推進

○地理的表示保護制度活用支援窓口(GIサポートデスク)の設置

(アドバイザー(学識経験者、弁理士、コンサルタント等)等による相談体制を整備)

説明会の開催

専門家の派遣

申請手続支援



申請のポイント

- ・製品の特性の明確化
- ・製品の特性と地域の結びつき
- ・社会的評価の分析等



地理的表示保護制度活用促進事業

海外でのGI保護・侵害対策

○GI保護のための海外へのGI申請等を支援

○GI侵害対策に必要な経費等を支援

- ・不正使用への警告状の送付
- ・冒認商標出願への対応 など

○諸外国との協力の下で行う展示会等への出展支援

・真正な我が国GI産品を海外の実需者に周知⇒相互保護の促進(タイ、ベトナム)



諸外国とのGI相互保護の実現に向けて

【相互保護の課題】

- ・海外における日本のGI産品の知名度向上(模倣品の横行)
- ・国家間の相互保護の実現には一定の時間が必要

知的財産・地域ブランドビジネス化

○GIを活用した地域ブランド化の促進



展示会等の開催

国内外のGI産地・GI産品を関係者が一体となってPR

地理的表示産品情報発信委託事業

○国内外の流通事業者・消費者に対し、日本のGI産品の魅力を分かりやすく発信

【映像で紹介】

- ・生産の様子
- ・調理法
- ・伝統性



- ・日本語で
- ・英語で
- ・その他の言語で...



海外知的財産保護・監視委託事業

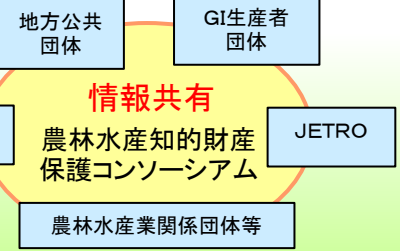
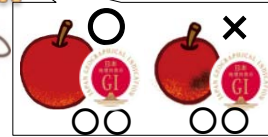
海外でのGI不正使用監視

○GI不正使用の監視

- ・GI産品の模倣品、GIマークの不正使用の監視
- ・地理的表示の冒認出願・登録の監視
- ・海外現地市場調査

○知的財産の重要性と保護を意欲啓発

- ・日本地名の海外における商標出願・登録の監視
- ・知的財産侵害対策等の相談対応
- ・セミナーの開催



植物品種等海外流出防止総合対策事業 [拡充]

【95(83)百万円】

(平成29年度補正予算 240百万円)

対策のポイント

海外における品種登録や侵害対応について支援するとともに、品種保護のための技術的課題の解決や、アジア各国における品種保護制度の整備を促進するための協力活動を推進します。

<背景/課題>

- ・我が国で開発された優良な植物品種は海外の輸出市場でも高く評価されていますが、このような優良品種が海外で正当な対価が支払われることなく栽培されれば、農産物輸出に支障をきたすことが懸念されます。このため、海外において品種登録するとともに、侵害された場合には、栽培の差止め等適切な侵害対応を行っていくことが必要となります。
- ・あわせて、植物品種保護制度が十分に整備されていないアジア各国において品種保護制度の整備・充実を促していくことが重要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円(平成28年) → 1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業(補助) 49(37)百万円
(平成29年度補正予算 240百万円)
 - (1) 海外出願支援体制の整備
海外への品種登録出願に際しての相談を一元的に受け付ける相談窓口を設置するとともに、主な出願先国への出願マニュアルを作成します。また、我が国優良品種の海外流出・侵害実態調査を行うとともに、海外における育成者権侵害があった場合の対応への支援を行います。
 - (2) 海外出願経費の支援
我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外における品種登録出願(育成者権取得)に係る経費を支援します。
 - (3) 種苗資源の保護
我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜等の種苗資源について、地域において保存する取組を支援します。
 - (4) 国際種子検査協会(ISTA)総会開催支援
国際的に流通する種苗の信頼性を担保する国際組織である国際種子協会(ISTA)の日本での総会開催を支援します。

補助率：定額、2/3以内、1/2以内
事業実施主体：植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

[平成30年度予算の概要]

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託） 46（46）百万円

（1）東アジア植物品種保護フォーラムの運営

東アジア各国(ASEAN+3)の品種保護制度を整備・充実し、その国際調和を図るため、各国の政策決定者等による「東アジア植物品種保護フォーラム」の開催等を実施します。

（2）技術的な課題の解決

海外における育成者権の保護や育成者権侵害への対応等を支える技術的な課題について、優先度の高い課題の機動的な解決を行います。

（3）種苗産業動向調査

国内種苗産業の発展、海外における植物品種保護・活用に資するため、国内外の種苗産業の規模や動向、各国の種苗施策等を調査します。

（委託先：植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム等）
委託費

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課（03-6738-6443）]

植物品種等海外流出防止総合対策事業

【95(83)百万円(拡充)】
【平成29年度補正 240百万円】

海外において、我が国の優良品種が無断栽培されることにより農産物の輸出に支障をきたすことがないように、海外における品種登録や権利侵害対応を支援するとともに、主な輸出先であるアジア各国における品種保護制度の整備を促進。

1 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム(事業実施主体)

海外出願経費の支援

海外で品種登録を行うことが、我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、**海外への品種登録出願に係る経費を支援**

海外出願支援体制の整備

- ・海外での品種登録に関する**相談窓口の設置**
- ・主な出願先国への**海外出願マニュアルの作成**
- ・我が国優良品種の**海外流出・侵害実態調査**
- ・海外での**育成者権侵害対応に係る経費の支援**

海外出願相談
・支援申請

出願経費の支援
(定額・1/2)

海外での権利
侵害発生

侵害対応経費
の支援 (2/3)



育成者権者



我が国からの輸出農産物と競合し得る優良品種について、**海外への流出・無断栽培を防止して、輸出促進に貢献**

2 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

東アジアにおける品種保護制度の整備、海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決、国内外における種苗産業現状の調査 等

農業 I C T 標準化推進事業[継続]

【9（13）百万円】

対策のポイント

I C T 化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野の I C T 規格の標準化を推進します。

<背景/課題>

- ・農業生産に関連する様々な情報は、I C T を活用して多くの情報を集約することでビッグデータとなり、生産性向上や高品質化等様々な目的に利用できると期待されています。
- ・しかし、現在、我が国の農業分野の I C T には統一規格がなく、製品間の接続性が低いことから、データの比較・分析が困難となっているほか、海外製の農業 I C T 製品の使用を通じて我が国の貴重な農業情報が海外に流出する懸念があります。

政策目標

6次産業化の市場規模の拡大

(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))

<主な内容>

農業分野の I C T 規格の標準化を図るため、実証展示圃において農業分野の I C T 関連のシステム(センサー、コントローラ、農業機械等)の接続性及び互換性を検証し、必要に応じて規格の修正等を実施して、I C T 関連事業者採用される標準化技術仕様(例えば、環境情報(生育環境に係る温度等の情報)を記録するセンサーのデータ記録方式のルールを整理したもの)の策定を促進します。また、A S E A N 諸国の生産者や農業 I C T 関係者等と情報を共有し、各国の実態も踏まえた規格の提案を行うことで、これらの国々とともに、国際標準化に向けた気運を醸成します。

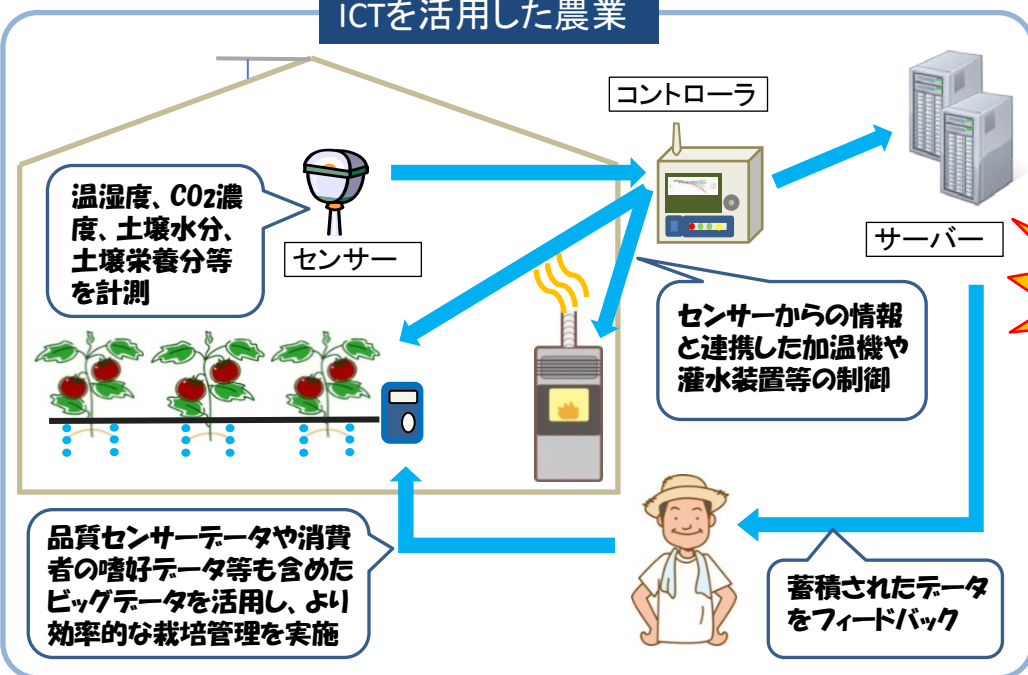
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)]

農業ICT標準化推進事業【9(13)百万円】(継続)

- ICTを活用してきめ細かな生産管理を行うとともに、データを集約し、更なる生産管理の改善に活用する取組が普及しつつある。
- しかし、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、製品間の接続性が低いことから、データの比較が困難な状況である。
- ICT規格の標準化に向けた調整や、個々のICTシステムの接続性の確保により、環境情報等を蓄積・解析することが可能となり、農業技術の高度化を図られる。
- あわせて、日本のICT技術をアジアを中心とする途上国に普及し、農業関連産業の海外展開を目指す。

ICTを活用した農業



現状の課題

- 農業者が海外メーカーのICTシステムを使用することにより、栽培管理のデータ等が海外に流出するおそれ
- ICTを活用した農業の取組が広がつつあるが、個々のICTシステムは、製品間の接続性が低く、データの比較が困難
- ICTによる多くの情報を集約できれば、生産性向上や高品質化等に向けてそれら情報を活用できる可能性
- 今後、農業のICT化が進む途上国で海外製品が標準として導入されるおそれ

しかし
.....

期待される効果

- ・ICTの活用により得られた情報を集約・活用することで、生産性向上や高品質化が図られる
- ・我が国のICTシステムが海外にも普及することにより、農業関連産業の新たなビジネス化が図られる

事業の取組内容

- ・農業分野のICT規格の標準化に向けた調整
- ・実証圏における複数メーカーのシステムの接続試験
- ・アジアを中心とする農業ICT関係者等との連携を通じた海外展開支援

農業データ知財保護・活用推進事業

【7百万円】

対策のポイント

データ化された栽培ノウハウなど農業分野の価値あるデータについて、知的財産としての保護・利活用のルールを整備します。

<背景/課題>

- ・農林水産・食品産業分野において飛躍的な生産性向上を図るため、AIやIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業の進展を図っているところ、スマート農業の効果を最大限に発揮するためには農業に関するビッグデータを利活用していくことが重要です。
- ・また、ビッグデータの利活用を推進しつつ、その知的財産の適切な保護を図るため、データの利用権限に関する契約ガイドラインの策定や、データの不正使用に対応するための法的手法の在り方の検討など、政府全体として検討が進められているところです。
- ・農業分野についても、データ化された栽培ノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護の在り方や利活用のルールが適切に活用されるよう、農業の実態に即したガイドラインの策定等の取組を早急に進める必要があります。

政策目標

農業データの保護・活用に係るガイドラインを策定。

<主な内容>

農業データ連携基盤の本格稼働までに対応するため、データ化された栽培ノウハウなど農業分野の価値あるデータについて、知的財産としての保護の在り方や提供・活用する際のルールを検討し、関係者間で締結する契約に関するガイドラインの策定等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)]

農業データ知財保護・活用推進事業【7百万円】

- AIやIoT、ロボット技術等を活用したスマート農業の精度や生産性を向上するためには、ビッグデータを分析して価値ある情報を抽出し、活用していくことが重要。
- ビッグデータの利活用を推進しつつ、知的財産の適切な保護を図るため、政府全体として検討が進められている。
- 農業分野においても、データ化されたノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護の在り方や利活用のルールが適切に活用されるよう、農業の実態に即したガイドラインの策定等に取り組む。

農業現場における課題

スマート農業への活用

ビッグデータの分析結果をスマート農業技術に活用することにより、精度や生産性の向上が期待できる



(例)自動収穫ロボット

気象情報 画像データ 栽培管理情報



センサー等で収集した様々なデータを蓄積

ビッグデータ

分析結果
を活用

- 個々のデータには価値が無くても、集積して分析すると価値ある情報になり得る
- しかし、現状では、**価値あるデータの取扱いに関するルールが無い**

価値あるデータが
流出するおそれ

上位計画での位置づけ

「未来投資戦略2017」や「知的財産推進計画2017」においても、ノウハウ等のデータの流出防止や、知的財産として保護・管理の在り方の検討が掲げられている。

未来投資戦略2017

データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産保護の方策を検討する。

知的財産推進計画2017

- データ利活用に関する契約の締結を促し、かつその内容を適切にする観点から（中略）データ利用に関する契約の在り方について検討を進める。
- 優れた農業技術やノウハウ等の（中略）知的財産として保護・管理の手法を分かりやすく説明したガイドライン等の作成に取り組む。

データ提供者

システム使用者

関係者間のルール作りが必要

IT事業者

データの保護・利活用に関する
契約ガイドラインの策定等の推進

6次産業化サポート事業のうち 6次産業化・新産業創出促進事業

【25（50）百万円】

対策のポイント

魅力的な地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施を支援することにより、地域ぐるみの6次産業化の取組拡大を促します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスの創出が必要です。
- ・このため、これらの新商品や新サービスによる事業が、長期的に収益をあげられるか否かの経営判断を行うための取組を支援する必要があります。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6442)]

農林漁業者と異業種の事業者間の連携により、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用し、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するため、事業化に必要な市場調査等を支援。

異業種の事業者との連携による新産業創出

農林漁業者



化学
電機
医薬品
建設等

農林漁業者と多業種の事業者間の連携を促進し、農山漁村の地域資源を活用した新商品や新たなサービスを創出



○事業化可能性調査

新商品等に関する市場調査等を実施し、事業化の可能性を整理・分析



研究



事業化

研究段階を終えた後の
事業化の前段階を支援

アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業

【14（16）百万円】

対策のポイント

「植物の新品種の保護に関する国際同盟（UPOV）」加盟国であるベトナムを中心とした技術研修及び啓発活動を実施し、UPOV条約に基づいた植物品種保護制度の整備及び国際標準化を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国と密接な関係にあるアジアの多くの国が植物新品種保護国際同盟（UPOV）に未加盟であり、日本の品種が適切に保護されない状況が種苗産業の海外展開における課題となっています。
- ・これまでの支援の結果、UPOV未加盟国の一部ではUPOVの原則に従った審査基準で審査が行われるなど、技術面での国際調和が着実に進展しています。しかし、UPOV条約に準拠した法整備や改正を実現するためには、各国の政府、農業者団体等が当該制度の重要性を認識し、政策的優先順位を上げることが必要となります。
- ・このため、UPOV加盟済みの農業国であるベトナムを核とした研修・啓発活動を総合的に推進することにより、周辺国の制度・実施体制整備を促進します。

政策目標

- UPOV加盟国であるベトナムにおいて研修を行い、UPOV未加盟国に対する研修・啓発活動を行う指導者を育成する。
- 平成30年度末までに研修の修了生延べ8人が講師となり、UPOV未加盟国を対象とした研修・啓発活動を実施する。

<主な内容>

アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業 14（16）百万円

（1）アセアン諸国間でのUPOV加盟に向けた啓発活動等

①ベトナムにおける指導者育成

UPOV加盟国であるベトナムにおいて、アセアン全体の指導者となる人材を育成するための研修を実施します。

②UPOV加盟に向けた技術研修及び啓発活動

ベトナムを中心として、周辺国を対象とした研修・啓発活動を実施します。

（2）高官向け意識啓発活動

各国のキーパーソン（政策決定者）を対象とした意識啓発セミナー等を実施します。

（3）UPOV条約に準拠した法整備支援

UPOV事務局の専門家による法令協議・ワークショップ等を実施します。

（ 拠出先：植物新品種保護国際同盟（UPOV）
事業実施期間：平成28年度～平成30年度 ）

お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ
食料産業局知的財産課

（03-3502-5913）
（03-6738-6444）

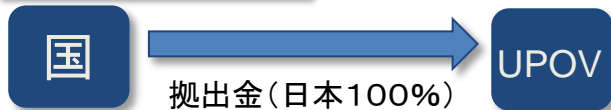
アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業【継続】

(農林水産省大臣官房海外投資・協力グループ、食料産業局知的財産課) 裁量
30年度概算決定額14,441千円(29年度予算16,046千円)

事業概要・目的

我が国と密接な関係にあるアジア地域において、植物新品種の育成者権保護に係る国際調和を図るため、「植物の新品種の保護に関する国際同盟(UPOV)」への資金拠出を通じた支援を実施

資金の流れ

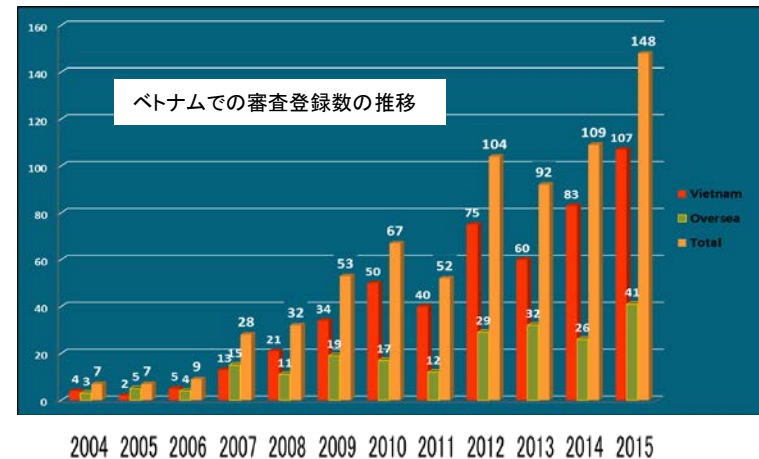


事業内容

1. アセアン諸国間でのUPOV加盟に向けた啓発活動等
アセアン全体の指導者となる人材育成研修、UPOV加盟に向けた技術研修・啓発活動
2. 各国キーパーソン(政策決定者)への意識啓発
UPOV事務局職員や有識者を派遣して、各国キーパーソンを対象とした意識啓発セミナー
3. UPOV91年条約に準拠した国内法整備への支援
UPOV事務局専門家を派遣し各国の法令担当者を対象とした法令ワークショップ等

これまでの成果

- UPOV加盟国
 - ミャンマー及びブルネイの国内法案についてUPOV理事会がUPOV91年条約との適合性を了承(2017年10月)
→ 今後国内手続きが進めばUPOV加盟国へ
(アジア地域では2006年のベトナム以来の加盟となる)
- UPOV加盟済国
 - 保護対象品種の拡大、審査登録実績が進展



期待される効果

- ・ UPOV未加盟国において、UPOV91年条約に準拠した法律が整備され、UPOV加盟国が増加
- ・ 海外での育成者権保護が強化され、アジア市場への我が国種苗会社の海外展開の機会が拡大

日・アセアン連携による新産業人材育成支援事業

【155（75）百万円】

対策のポイント

食産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本の食品規格等の国際化を促進するため、アセアン域内主要大学に設置した農産物・食品のバリューチェーン専門の講座等において、学生及び民間企業等を対象とした実践的な講義、実習等の実施を支援する。

<背景/課題>

- ・日本の食産業の海外展開には、日本の食産業に関する知識・技術等を習得した現地人材の育成が課題となっています。
- ・このため、アセアン地域の主要大学に専門講座の設置又は既存研究室との連携を図り、種苗生産から食品加工、流通、消費に至る分野について、実践的な学習、研究活動等を支援しています。
- ・また、日本企業の海外進出を有利に展開するためには、JAS規格や食品安全管理規格をアセアン地域に普及させ競争環境を整備する必要があります。
- ・当該国において、実践的な食産業の人材育成体制の強化、我が国主導による食品関係規格の普及・浸透が図られることにより、農産物の流通ロスの軽減、加工・保存技術の導入による農産物の付加価値の向上による農業所得向上に大きく貢献するとともに、日本企業の海外展開に必要な現地の優秀な人材の確保、アセアン市場における我が国食品の競争力の強化が期待されます。

政策目標

- 平成32年度までに、3か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を合計30人以上養成。
- 4か国で現地の食品事業における日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、国際規格の共同提案などに向けた各国との関係強化につなげる。

<主な内容>

アセアン諸国の主要大学等での専門講座等の実施 155（75）百万円

アセアン諸国の主要大学の中に専門講座を設置又は既存研究室との連携を図り、日本の民間企業等の参画の下、種苗生産から食品加工、標準・規格、流通、消費に至る分野について、実践的な学習、研究活動を支援することで、現地学生等の農産物・食品のバリューチェーンに関する理解の深化、技術習得を図るとともに、JAS規格や食品安全管理規格等の普及を図ります。

（ 拠出先：アセアン事務局（ASEAN）
事業実施期間：平成29年度～平成31年度 ）

お問い合わせ先：

大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)

食料産業局知的財産課 (03-6738-6444)

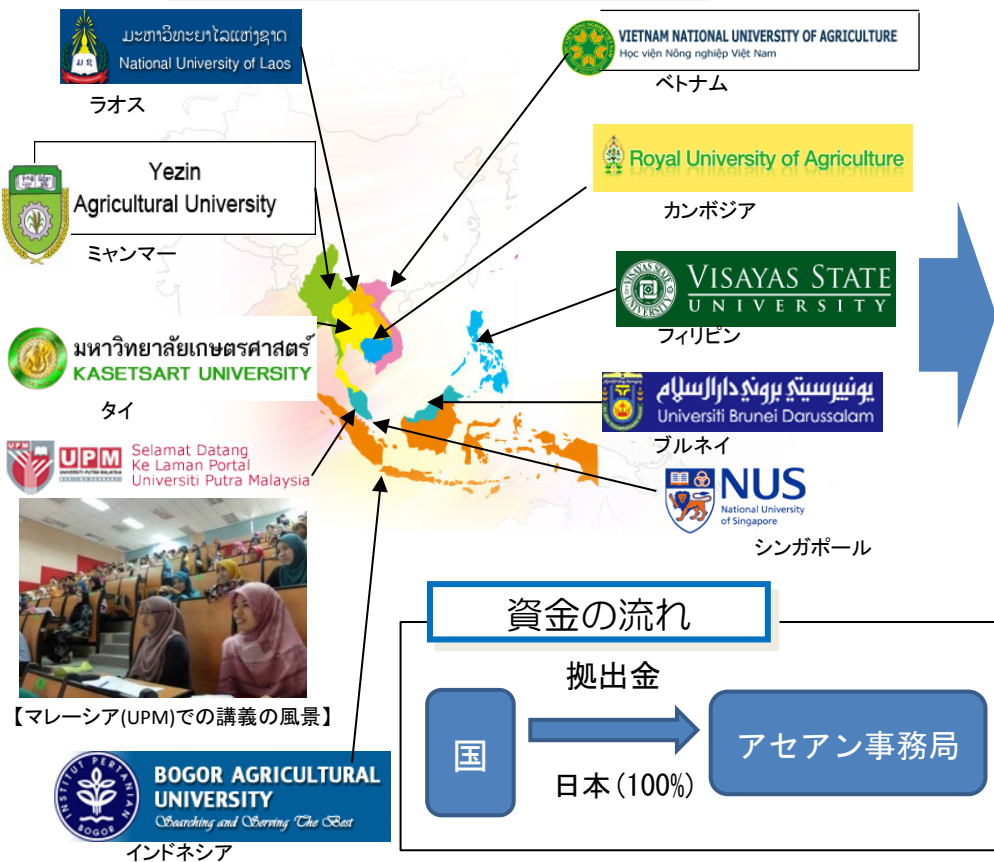
食料産業局食品製造課 (03-6744-7180)

日・アセアン連携による新産業人材育成支援事業 155,265千円(75,214千円)

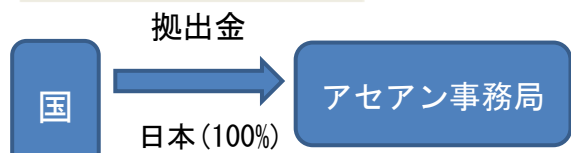
現状・課題

- 日本の食産業の海外進出には、日本の食産業に関する知識・技術等を習得した現地人材の育成が課題。
- 安倍総理はアセアン首脳会議で、産業人材育成協力イニシアティブにおいてアジアに3年間で4万人の産業人材育成を表明(平成27年11月)。
- 本イニシアティブのフォローアップとして、農林水産分野では、フードバリューチェーン(FVC)構築に資する食産業等の人材育成が強く求められている。
- また、実質的な統合が進むアセアンにおいて、農林水産・食品分野の規格・基準等の作成・運営に関して我が国の貢献が期待されている。

アセアン各国の連携大学



資金の流れ



アセアン域内大学に専門のゼミを設置

日本の農業、食産業等の優れた技術、サービス等に関するより実践的な知識・技術について継続的に教育。加えて、農林水産・食品分野の規格・基準に関する研修等を学生、現地企業等を対象に行う

- 大学での講義に加えて技術習得が可能な実習等の実施
 - 現地日本企業との共同研究や調査等の実施
 - 対象国・大学のニーズ等に対応した特別セミナー等の実施
- (講義の具体例: 食品加工、コールドチェーン、マーケティング、外食産業、食品規格、食品安全管理、機能性食品、分析技術、植物品種保護など)

期待される効果

- ◆ 食産業の海外進出に必要な日本の知識・技術を習得した現地の若い人材が多数育成
- ◆ アセアン各国の学生が日本の食品加工・流通技術等を学ぶことにより、地域のFVCが強化され、農産物の付加価値向上による農家所得向上等に貢献
- ◆ 日本型食ビジネス、食品関係規格等の浸透により、我が国の食文化・食産業のグローバル展開に有利な環境・市場整備等が促進
- ◆ 農林水産・食品産業分野における国際規格の共同提案などに向けた標準・規格における各国との関係強化

アジア諸国への野菜新品種の導入 及び育種素材としての活用支援【新規】

【18（一）百万円】

対策のポイント

世界野菜センター（WorldVeg）が保有する野菜の品種・系統をアジア諸国と共同で評価・活用することにより、アジア途上国の栄養改善を図るとともに、我が国種苗産業の海外展開に必要な環境整備を推進します。

<背景／課題>

- ・野菜に関する国際研究機関である世界野菜センター（WorldVeg）は、途上国の貧困削減と栄養改善のため、野菜に関する技術開発及び遺伝資源の保存・配布を行っていますが、アジア途上国では自国に適した品種の選抜・導入が遅れています。
- ・一方、急速に成長するアジア地域は我が国の種苗産業の有望な市場であり、有望な遺伝資源を活用し、優良な野菜品種をアジア地域に導入するなど、我が国種苗産業の国際競争力の強化に向けた官民が一体となった取組みに期待が高まっています。
- ・このため、世界野菜センター（WorldVeg）のネットワークを活用し、アジア諸国の研究機関及び我が国関係機関との連携により、WorldVegが保有する野菜品種・系統を特性評価し、アジア諸国及び我が国に導入するための環境整備を推進します。

政策目標

- アジア諸国に優良野菜品種が10以上導入され、貧困削減や栄養改善に貢献
- 我が国種苗産業の国際競争力を高め、アジア諸国における事業展開を促進

<主な内容>

アジア諸国への野菜新品種の導入及び育種素材としての活用支援 18（一）百万円
世界野菜センター（WorldVeg）が保有する野菜品種・系統について、WorldVeg、アジア諸国の研究機関、我が国関係機関の連携により、アジア諸国の栽培環境等に適した品種を評価・選抜するとともに、優良な野菜品種・系統のアジア諸国への導入や我が国への育種素材としての活用を支援します。

（ 拠出先：世界野菜センター（WorldVeg）
事業実施期間：平成30年度～平成32年度 ）

お問い合わせ先：

大臣官房国際部海外投資・協力グループ （03-3502-5913）
食料産業局知的財産課 （03-6738-6444）

アジア諸国への野菜新品种の導入及び育種素材としての活用支援【新規】（17,827千円）

事業概要・目的

- 海外では種苗会社の再編統合が進むなど、種苗産業の国際競争が激化
- 急速な成長が見込まれるアジア途上国は有望な市場



<目的>

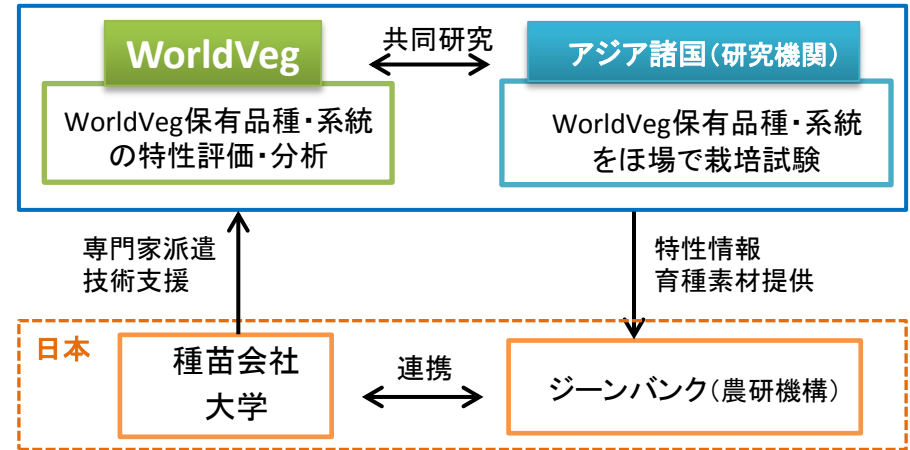
- 1 アジア諸国の貧困削減・栄養改善のため、アジア諸国に野菜の優良品種の選抜・導入
- 2 我が国種苗産業の国際競争力を強化するため、官民が一体となり、海外の有望な遺伝資源を評価・活用



<事業概要>

- 1 国際機関最大の野菜ジーンバンクを有する世界蔬菜センター(WorldVeg)が保有する品種・有望系統を評価
- 2 有望品種のアジア諸国への導入、優良系統の育種素材としての活用を支援

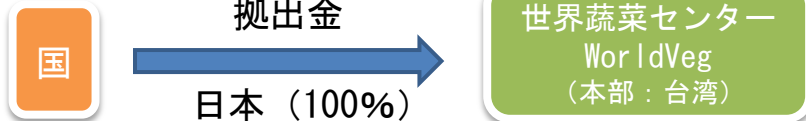
事業イメージ



成果の活用例

- WorldVeg保有系統(カボチャ、トマト、トウガラシ等)から、重要病害の抵抗性系統等を評価・選抜し、優良な品種開発に利用

資金の流れ



期待される効果

- アジア諸国に優良野菜品種が導入され、途上国における貧困削減や栄養改善に貢献
- 我が国種苗産業の国際競争力を高め、成長著しいアジアで優位に事業展開